「日本の先進的な医薬品等の情報発信」に関する募集説明会（12 月 19 日、21 日）
御質問に対する回答

Ｑ１　万博の来場者はどのような方（客層）を想定しているのか。

（答）　内閣官房 国際博覧会推進本部事務局に確認したところ、万博の主な来場者は一般の方（医薬品等業界に関わる方も含む）を想定しております。来場者数は約 2,820 万人でそのうちインバウンドは約 350 万人を想定しております。

Ｑ２　医薬品のプロモーションに係るため薬機法等の広告規制に色々考慮しないといけないと思うが、その考慮は応募の段階でしないといけないのか。それとも採択後に厚労省と相談していくため申込時は考慮しなくていいのか。

（答）　本事業は、厚生労働省が主体となって「日本の先進的な医薬品等の情報発信」を行うものであるため、個別製品の広告行為には該当せず、原則として薬機法上の広告規制の対象にはなりません。ただし、実際に情報発信する内容や方法が、万博の開催趣旨の範囲を超えて、個別企業の製品広告と受け止められる場合には、薬機法上の広告規制の対象になり得るため、そのような内容にならないよう、採択後、映像を制作する段階で調整させていただく予定です。なお、過剰に個社名や製品名（※）を主張するような内容の場合には、選考委員による評価に影響を与えないとは言い切れないため、予めご承知おきください。

※募集要領に記載のとおり近未来の内容で映像を制作しますので、既に製品化されている必要はございません。

Ｑ３　当社は外資系企業であるが、紹介したい医療機器の重要なパーツを日本の企業が開発している場合は、当該日本の企業が申込みをすれば申請は可能なのか。

（答）　可能です。万博の全体テーマや本事業のコンセプトに照らし、申請いただく企業等は日本の企業等に限りますが、当該社が医薬品・医療機器そのものを開発されている必要はなく、医療機器の重要なパーツを開発された企業等も含まれます。

Ｑ４　作成した映像は、その後自社で PR してよろしいのか。

（答）　映像制作物は、国の予算により制作するため、その著作権は厚生労働省に帰属することに同意いただきたいと考えています。そのうえで、万博終了後、映像制作物は厚生労働省ホームページ（Youtube 等）で公開することを検討していますので、自社のホームページ等に掲載したいという希望がある場合は、個別に厚生労働省に使用許諾を求めてください。